

証券取引等監視委員会

主管省及び庶務担当部局課 証券取引等監視委員会事務局総務課

電話番号 (03) 3506-6000 (代表)

ホームページ <https://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

根拠法令 金融庁設置法第6条第1項

設置年月日 平成4年7月20日

所掌事務

1. 金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、預金保険法、資産の流動化に関する法律、金融サービスの提供に関する法律、社債、株式等の振替に関する法律、個人情報保護に関する法律及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め（金融商品取引法第194条の7第2項から第4項まで、投資信託及び投資法人に関する法律第225条第2項から第4項まで、不当景品類及び不当表示防止法第33条第6項、預金保険法第139条第2項、資産の流動化に関する法律第290条第2項及び第3項、金融サービスの提供に関する法律第82条第2項及び第3項、社債、株式等の振替に関する法律第286条第2項、個人情報保護に関する法律第147条第5項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律第22条第6項及び第7項の規定により委任されたものに限る。）に関すること
2. 金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法

律に基づく犯則事件の調査に関すること

3. 金融庁設置法第 20 条から第 22 条までに規定する勧告、建議その他の事務に関すること

分科会等<分科会> なし

<部 会> なし

委員<定数> 3人

うち常勤 3人

<任期> 3年

<氏名> ◎長谷川 充弘 (常勤)

浜田 康 (常勤)

加藤 さゆり (常勤)

諮問・答申事項等 なし